

プレスリリース [2022年3月30日]

(計1枚)

住みよい街づくり条例の改正について

市では、市民・事業者・市の協働によりお互いの責任や責務を尊重しながら市民主体の取り組みを推進し、地域や地区の個性を活かした住みよい街づくりを実現していくための仕組みとして「町田市住みよい街づくり条例」を2004年に制定しました。

このたび、この条例を2021年12月に改正し、2022年4月1日から施行します。

■ 主な変更点

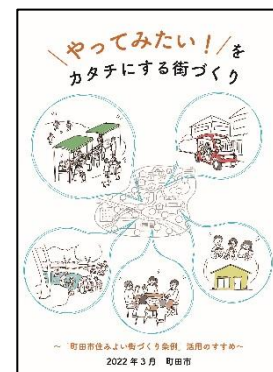
- ①条例で支援する対象を、敷地や建物に関するルールづくりの活動にとどまらず、地域の広場や空き家を活用した交流の場づくり、交通モビリティを活用した買物支援の取り組みなど、地域の資源を活用して、まちの魅力を高める活動（『街づくりプロジェクト』）に拡大します。これにより、より多様な街づくりの活動を支援することが可能になります。
- ②地区の将来像（目標・方針など）をとりまとめた『まちビジョン』を、地区の住民・地区内で活動する団体・企業等の多くの人と市が協働で描きます。またそれを『町田市都市づくりのマスタープラン』に位置づけ、街づくりを推進します。
- ③5,000㎡以上の大規模土地の取引について、売り主から市へ届け出を行う手続きを新設します。これにより「まちビジョン」で描いた地区の街づくりの方針などについて売り主を通じて、買主の方へ早期に伝え、引き継いでいただけるようにします。

※上記①②については町田市独自の取り組みです。

■ パンフレットを作成しました

- ・ 配付開始日：4月1日
- ・ 題名：「やってみたい！をカタチにする街づくり」
- ・ 仕様：A4版、概要版：4ページ、詳細版：16ページ
- ・ 配布：市庁舎8階804地区街づくり課窓口にて配布

※3月30日に記者ボックスに概要版を各社1部ずつ投函しました。



■ 本件に関するお問い合わせ先

都市づくり部 地区街づくり課 課長 荒木 TEL 042-724-4267